

## 第4章 自然共生社会の推進

第4章では、自然共生社会の推進の取組について掲載しています。

私たちは、自然から多くの恵みを受けて生活しています。この恵みを将来にわたって持続的に利用するために、生物多様性の保全をはじめとした自然と共生するための様々な施策を行っています。

### ◆目指す姿

- 県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と自然が調和・共存することにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全されるなど、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。
- 地域の自然や生きものに関心を持つ人々が増え、また、自然資本から得られる生物多様性の恵みが重要な地域資源として見直され、人々の郷土愛を育んでいる社会。

### ◆指標

指標項目	計画策定時 (平成 28 (2016) 年度)	最終年度目標値 (令和 4 (2022) 年度)	進捗 (平成 30 (2018) 年度)
生物多様性地域 戦略策定市町村数	4 市町村 (平成 28 (2016) 年度)	6 市町村 (令和 4 (2022) 年度)	○ 5 市町村 (平成 30 (2018) 年度)
希少野生生物 ホームページへの アクセス件数	120,020 件 (平成 28 (2016) 年度)	132,000 件 (令和 4 (2022) 年度)	○ 123,396 件 (平成 30 (2018) 年度)
農地等の保全に 取り組む面積	39,056ha (平成 27 (2015) 年度)	40,000ha (令和 3 (2021) 年度)	○ 39,890ha (平成 30 (2018) 年度)

※進捗状況凡例； ◎ 目標値達成、○ 向上、△ 横ばい、▽ 後退

## 第1節 自然環境の現況

### 【自然環境課、農山漁村振興課】

本県は、山、川、海が相互に影響を及ぼしながら豊かな自然環境を形成し、多くの動植物による様々な生態系が形作られています。これらの恵まれた自然を未来に引き継ぐことは、現代に生きる我々に課せられた責任であると言えます。

### 1 地形

本県は、筑前海、豊前海、有明海の三つの海に面しています。

主な山地としては、脊振山地（脊振山 1,055m）、英彦山地（英彦山 1,199m）、釈迦岳山地（釈迦岳 1,230m）、古処山地（古処山 859m）、三郡山地（三郡山 936m）、福智山地（福智山 901m）があります。

河川では、遠賀川、筑後川、矢部川などの大河が平野部を形作りながら県土を縦横断しています。遠賀川は筑豊盆地、直方平野、遠賀平野などを形成しながら筑前海に注ぎ、また、九重連山に源を発する筑後川と、釈迦岳山地から流れ出した矢部川は、その間に県内第一の穀倉地帯である筑後平野を形成しながら有明海に注いでいます。

県東部では今川をはじめとする中小河川が豊前平野を経て豊前海に、また、県北西部では室見川、那珂川、多々良川などが福岡平野を経て、博多湾に注いでいます。

玄界灘に面した海岸は、弧状の砂浜海岸と岬が交互に出現するいわゆる隆起沈降性海岸で、海岸防風林のクロマツと相まって、白砂青松の景観を呈しています。

### 2 気候

年間を通すと、温暖的要素が強いと言えます。一方で日本海側に位置する福岡、北九州地方は冬季には大陸からの寒気の影響を受け、日本海型気候区の特徴を示しています。筑後平野を中

心とする内陸平野部は、三方を山に囲まれており、内陸型気候の特徴を示し、筑豊盆地は、気温の日較差や年較差が大きく、盆地特有の気候を示しています。

降水量は、概ね1,800mm以上あります。

### 3 植生

森林面積は222,254ヘクタールで、人工林の割合が高い（約7割）のが特徴です。県内の自然植生は標高750～800mを境に、おおむね上部ではブナなどの夏緑樹林帯、下部ではシイ、カシなどの照葉樹林帯となっています。

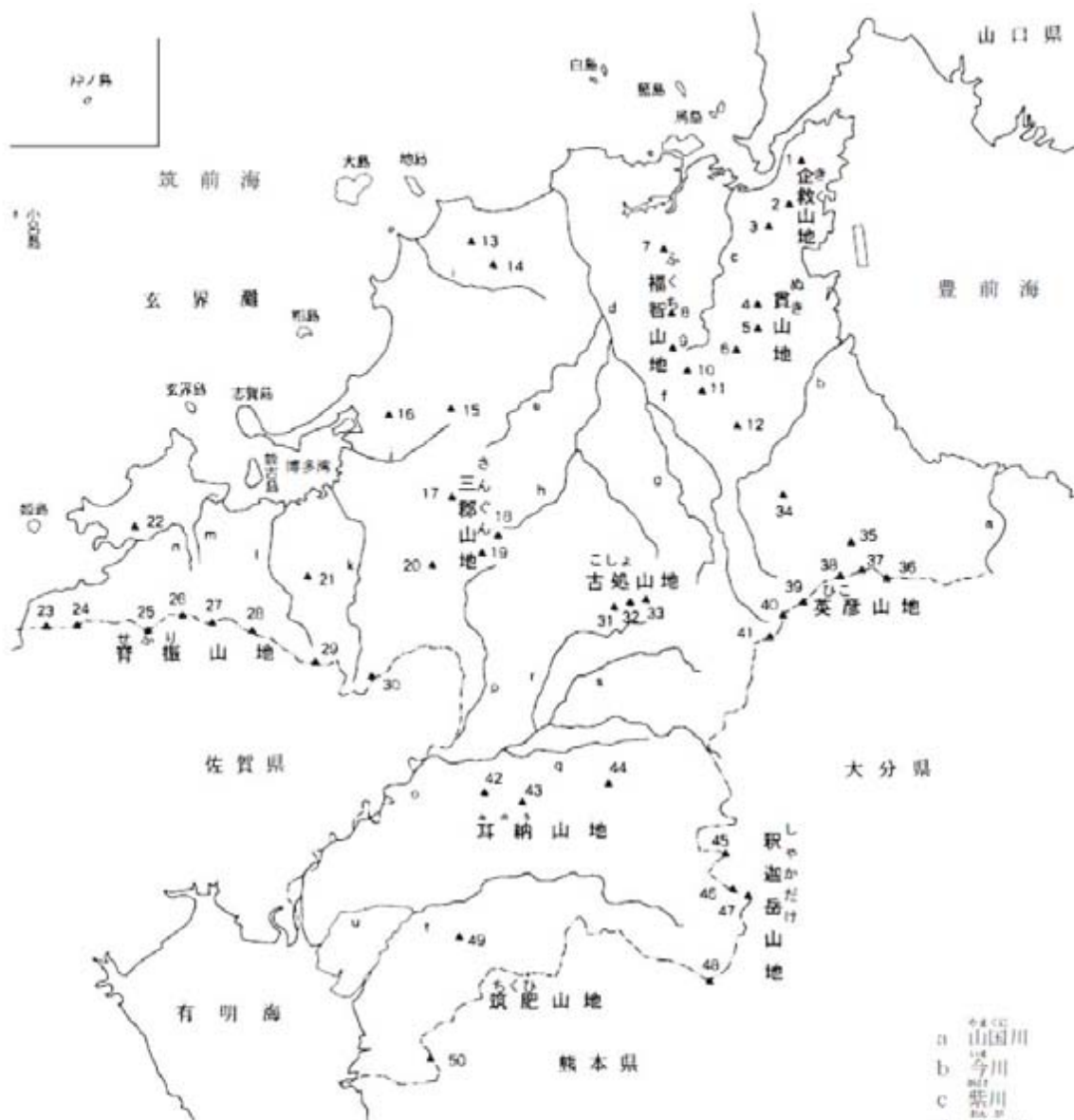
森林以外でも平尾台に広がるネザサ・ススキ草原などの貴重な半自然的植生があります。

### 4 動物

英彦山地など山地の自然林や、有明海、豊前海、博多湾の干潟等は、哺乳類、鳥類、昆虫類、甲殻類など多くの動物にとって重要な生息地となっています。

また、九州の最北部に位置し、大陸にも近いという地理的条件から、渡り鳥の中継地としても重要な役割を果たしています。

## 県内の主な山と川



- 1 風師山
- 2 戸上山
- 3 足立山
- 4 賀山
- 5 平地台
- 6 電ヶ原
- 7 皿倉山
- 8 尺岳
- 9 福智山
- 10 牛斬山
- 11 香春岳
- 12 飯岳山
- 13 孔大寺山

- 14 城山
- 15 大鳴山
- 16 立花山
- 17 若杉山
- 18 三郡山
- 19 宝満山
- 20 四王寺山
- 21 油山
- 22 可也山
- 23 十坊山
- 24 浮岳
- 25 羽金山
- 26 雷山

- 27 井原山
- 28 金山
- 29 倉振山
- 30 九千部山
- 31 古処山
- 32 屏山
- 33 馬見山
- 34 蔵持山
- 35 求菩提山
- 36 雁股山
- 37 経説岳
- 38 大ヶ岳
- 39 鷹ノ巣山

- 40 英彦山
- 41 岳蔵鬼山
- 42 高良山
- 43 寛心山
- 44 鷹取山
- 45 熊渡山
- 46 御前山
- 47 釈迦岳
- 48 二国山
- 49 清水山
- 50 三池山

- a 山国川
- b 今川
- c 紫川
- d 遠賀川
- e 大鳴川
- f 彦山川
- g 中元寺川
- h 内住川
- i 釣川
- j 多々良川
- k 那珂川
- l 室見川
- m 瑞穂寺川
- n 青山川
- o 筑後川
- p 宝満川
- q 巨瀬川
- r 小石原川
- s 佐田川
- t 矢部川
- u 沖端川

## 第2節 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画

【自然環境課】

〔生物多様性基本法、生物多様性地域連携促進法、外来生物法〕

多様な生物は生態系の中でそれぞれの役割を担って相互に影響しあい、生態系のバランスを維持しながら、様々な恵みを人間にもたらしています。持続可能な社会を実現するには、社会経済活動を自然環境に調和したものとすることにより、健全な生態系を維持し、自然と人間との共生を確保することが大切です。

生物多様性の恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現していくためには、私たちの暮らしの中で生物多様性を育てていくことが大切です。

国内では、平成7(1995)年の「生物多様性国家戦略」の策定、20(2008)年の生物多様性基本法の制定など、保全のための方針や制度が整えられました。その後、22(2010)年に名古屋市で開催された生物多様性条約の第10回締約国会議(COP10)では「愛知目標(戦略計画2011-2020)」が設定され、国においては、同目標を反映した「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、国別目標などの具体的な目標によって、生物多様性保全のための政策を推進することとしています。

本県では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「福岡県生物多様性戦略」と「行動計画」を25(2013)年3月に、「福岡県生物多様性戦略第2期行動計画」を30(2018)年3月に策定しました。25年からの5年間は、13の重点プロジェクトと200の施策に取り組み、30(2018)年からの5年間では、13の重点プロジェクトと150の施策を実施することとしています。

行政だけでなく、県民、企業、NPO・ボランティア団体など多様な主体の連携・協働により、豊かな自然の恵みを享受できる自然共生社会の実現を目指します。

なお、県内市町村では、北九州市、福岡市、久留米市、福津市及び古賀市が生物多様性地域戦略を策定しています。

### ○第2期行動計画の重点プロジェクト一覧

	重点プロジェクト
1	県民参加型の生きもの調査の実施
2	環境教育副読本の利用促進
3	まちとむら交流促進
4	生物多様性の保全上重要な地域の抽出と保全の促進
5	英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業
6	福岡県レッドデータブックの改訂に向けた基盤整備
7	野生生物の保護に関する方針の策定
8	野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進
9	侵略的外来種の防除マニュアルの作成
10	森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策
11	県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入
12	県民一体となった生物多様性保全活動の推進
13	生物多様性アドバイザー制度の利用促進

## 第3節 生物多様性の保全と自然再生の推進

〔自然公園法、福岡県立自然公園条例、福岡県環境保全に関する条例、瀬戸内海環境保全特別措置法、福岡県自然海浜保全地区条例、環境影響評価法、福岡県環境影響評価条例〕

本県では、人との関わりの中で豊かな自然の姿を保ってきた自然環境が多くを占めますが、都市周辺における開発などによる環境の改変も行われつつあります。本県では、自然公園法の適正な運用のほか、自然環境保全基本方針を定めて自然環境保全対策を推進しています。

### 1 重要地域の保全

#### (1) 自然公園

【自然環境課】

〔自然公園法、福岡県立自然公園条例〕

#### ア 現況

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的として指定されます。本県では国立公園 1、国立公園3、県立自然公園5地域が指定されており、その総面積は88,101ヘクタール、県土面積の約18%を占めています。

自然公園の適正な利用を図るため、国立公園等においては、歩道、園地、野営場等の利用施設を計画的に整備するとともに、整備した施設の維持管理に努めています。

なお、自然公園の適正な保護及び利用の増進を図るため、公園ごとに「公園計画」を策定しており、自然公園を取り巻く社会状況等の変化に対応して、順次見直しを行っています。平成26(2014)年9月には、玄海国立公園の公園区域及び公園計画を変更しました。また、29(2017)年9月には生態系維持回復計画を追加するため、耶馬日田英彦山国立公園の公園計画を変更しました。

#### イ 自然公園の保護対策

自然公園内で工作物の設置、土地の形状変更等を行う場合は、許可又は届出が必要であり、許可に当たっては修景緑化等を指導し、自然景観の保護に努めています。また、違反行為の防

止・自然公園の適正な利用等の普及啓発を図るため、「自然公園指導員」や「環境保全指導員」による指導を行っています。

特に、北九州国定公園と筑豊県立自然公園にまたがる平尾台地区においては、オフロード車等の違法乗入れによる自然破壊を防止するため、乗入れ規制地域を指定するとともに、「平尾台地区保護管理計画」を定め、平尾台の実情に応じた保護対策を行っています。

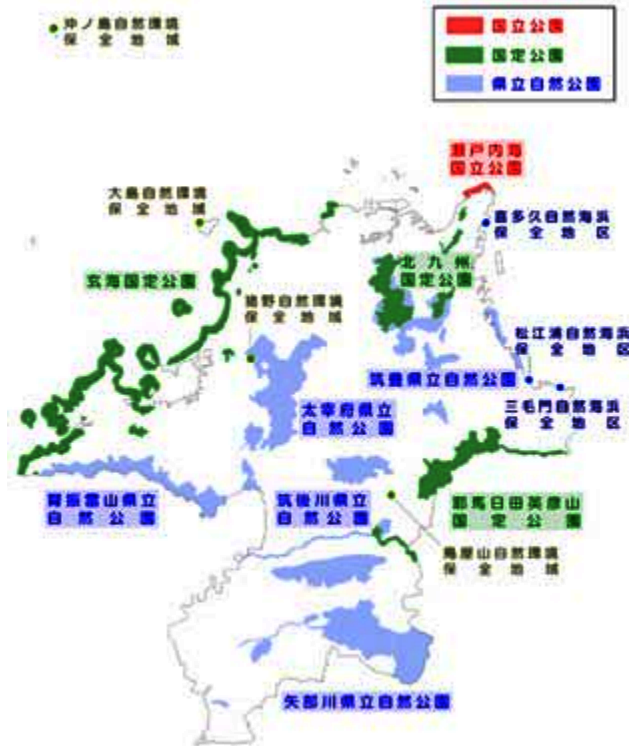
#### ウ 九州自然歩道

九州自然歩道は、環境省の長距離自然歩道構想に基づき、東海自然歩道に次ぐ我が国2番目の長距離自然歩道として整備されました。総延長2,932kmで、このうち県内のコースは261kmです。

この自然歩道は、多くの県民が四季を通じて手軽に安全に歩くことで、豊かな自然や歴史、文化に触れ、自然保護に対する理解を深めることを目的として整備されたものです。本県では、計画的に歩道の再整備工事を行っており、平成30(2018)年度は、天拝山コース(筑紫野市)約0.1km、宇土浦越コース(嘉麻市)約0.1kmについて、標識等の整備を行いました。



福岡県の自然公園等の状況



福岡県の自然公園

(令和元年 10月 1日)

区分	公園名	面積 (ha)	(内訳)			指定年月日 (最終変更 年月日)	許可、届出 等件数 (30年度)	(内訳)			
			特別保護 地区	特別地域	普通地域			特別保護 地区 (許可)	特別地域 (許可)	普通地域 (届出)	国協議等 (協議、 通知)
国立	瀬戸内海	46	-	43	3	S31.5.1 (H3.7.26)	2	-	2	-	-
国立	玄海	5,870	-	5,785	85	S31.6.1 (H26.9.30)	53	-	53	-	-
	耶馬日田 英彦山	8,269	322	6,912	1,035	S25.7.29 (H29.9.28)	36	1	30	2	3
	北九州	8,107	320	7,787	-	S47.10.16 (H8.10.2)	15	3	10	-	2
	小計	22,246	642	20,484	1,120		104	4	93	2	5
県立	太宰府	16,568	-	1,656	14,912	S25.5.13 (S53.3.31)	3	-	1	2	-
	筑豊	8,550	-	79	8,471	S25.5.13 (H8.5.17)	2	-	-	2	-
	筑後川	14,690	-	2,149	12,541	S25.5.13 (H4.5.13)	4	-	2	1	1
	矢部川	17,830	-	910	16,920	S25.5.13 (H3.5.15)	3	-	2	-	1
	脊振雷山	8,171	-	1,301	6,870	S40.9.14 (S50.2.15)	5	-	2	2	1
	小計	65,809	-	6,095	59,714		17	-	7	7	3
合計		88,101	642	26,622	60,837		123	4	102	9	8

(2) 地域指定による保全

【自然環境課】

〔福岡県環境保全に関する条例、  
瀬戸内海環境保全特別措置法、  
福岡県自然海浜保全地区条例〕

自然的社会的諸条件から見て、その区域における自然環境の保全が特に必要な地域4か所を「福岡県自然環境保全地域」として、また、自然海浜の保全及び適正な利用を図るため、瀬戸内海の自然海浜3か所を「福岡県自然海浜保全

地区」に指定し、自然豊かな環境の保全に努めています。

地域内においては、工作物の設置、地形の変更、土石・鉱物の採取等の行為について許可又は事前届出制(自然海浜保全地区では届出のみ)をとっています。

また、本県では、自然海浜保全地区において、漂着ごみ等の収集及び処理業務を関係市に委託して実施しています。

福岡県自然環境保全地域一覧表

(参照：110 頁位置図)

自然環境保全地域名	位置	面積	特質	指定
猪野	糟屋郡久山町大字猪野字神路山	15.2ha (特別地区 15.0ha、 普通地区 0.2ha)	スダジイを主体とした優れた照葉樹林	S49. 3. 30
大島	宗像市大島字神崎	10.7ha (特別地区 2.0ha、 普通地区 8.7ha)	ハマヒサカキを主体とした優れた海岸植物群落	S50. 3. 6
鳥屋山	朝倉市大字佐田字鳥屋	15.71ha (特別地区 15.71ha)	スダジイ・アカガシを主体とした優れた照葉樹林	S53. 3. 31
沖ノ島	宗像市大島字沖ノ島	92.5ha (特別地区 92.5ha)	タブノキを主体とする優れた原生林及び野鳥の生息地	S58. 3. 31

福岡県自然海浜保全地区一覧表

(参照：110 頁位置図)

自然海浜保全地区名	位置	海岸延長	特質	指定
喜多久	北九州市門司区大字喜多久	1.2km	トベラ、マサキを優占種とした海岸林が良好な状態で生育する自然海浜	S57. 3. 6
三毛門	豊前市大字沓川及び三毛門	2.0km	なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮時には浅海性の周防灘沿岸有数の広大な干潟が現れる。	S57. 3. 6
松江浦	豊前市大字松江	1.0km	なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮時には広大な干潟が現れる。	S62. 12. 24

(3) 国定公園内での絶滅危惧植物保全の取組

【自然環境課】

耶馬日田英彦山国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区には、福岡県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧植物が多数生育しており、豊かな生物多様性が形成されています。

しかし、平成3(1991)年の台風19号をはじめとする自然災害に加え、本公園区域内で生息域の拡大、生息数の増加が進んでいるニホンジカの食害により、絶滅危惧植物の個体数の減少やブナ群落をはじめとする森林の疎林化や草原化、林床植生の貧弱化などが進み、貴重な生態

系が失われつつあります。

このため、26(2014)年度から英彦山、28(2016)年度から犬ヶ岳の絶滅危惧植物の生育状況及び生育環境の調査を行うとともに、種子を採取し、冷凍保存しています。また、採取した種子の一部は保健環境研究所で栽培した後、英彦山及び犬ヶ岳に移植しています。移植先にはシカ食害防止のための防護柵を設置し、地元ボランティア団体と連携して管理していきます。

増えすぎたニホンジカの個体数の適正化に向けては、鳥獣保護管理法改正により新たに創設された指定管理鳥獣捕獲等事業により、ニホン

ジカの捕獲を市町村と連携して実施していません。

このような取組により、絶滅危惧植物を含む生態系への被害防止を図っています。



オオヤマレンゲ（モクレン科）  
（福岡県レッドデータブック  
2011絶滅危惧ⅠA類）



林床の植物を採食するシカ

#### (4) 開発行為の規制

##### 【自然環境課】

##### 〔福岡県環境保全に関する条例〕

本県では、宅地の造成等の開発事業のうち開発規模が3ヘクタール以上のものについて届出制をとり、事業者に対して自然環境への配慮を求め、必要な助言、勧告を行っています。

また、ゴルフ場造成（3ヘクタール以上）や住宅団地造成（5ヘクタール以上）等の開発行為については許可制とし、生活環境の保全に著しい影響を及ぼさないようにしています。

#### 福岡県環境保全に関する条例に基づく届出・許可等の状況

（平成31年3月31日現在）

	届出・通知（条例第25条・26条）				許可・協議（条例第28条・29条）				
	宅地の造成等	土石の採取・ 鉱物の掘採	水面の埋立	計	ゴルフ場 (3ha以上)	住宅団地 (5ha以上)	工場	水面の埋立	計
H30	9	1	0	10	0	3	1	0	4
H29	8	0	0	8	0	0	0	1	1
H28	5	0	1	6	0	2	2	0	4

#### (5) 環境影響評価（環境アセスメント）

##### 【自然環境課】

環境影響評価とは、事業の実施に際し、その事業が環境に与える影響について、事業者が事前に調査、予測及び評価を行うことにより、事業内容を環境保全上よりよいものにしていく制度です。事業者は、環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例で定める対象事業を行う場合には、事前に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえて環境の保全についての適正な配慮をすることとされています。県は、事業者が行う環境影響評価について、住民、市町村及び学識者等の意見を踏まえ審査等を行うことにより、制度の適切な運用を担っています。

#### ア 法律に基づく環境影響評価

##### 〔環境影響評価法〕

規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある道路、ダム、区画整理等の事業であって、国が実施又は許認可等に関与するものについて環境影響評価の手續等を定めたものです。

#### イ 条例に基づく環境影響評価

##### 〔福岡県環境影響評価条例〕

規模が環境影響評価法の対象規模に満たない事業や同法が対象としない事業であって一定規模以上のものについて、環境影響評価の実施を義務付けています。

#### 平成30年度に法律又は条例に基づく

#### 環境影響評価の手續が行われた事業

区分	事業名	事業者	事業 予定地	手續の 状況
法律	ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画	西部ガス株式会社	北九州市	評価書手續終了（H30.10）
	北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）	ひびきウィンドエナジー株式会社	北九州市	方法書手續終了（H30.9）

#### ウ その他の環境影響評価

環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例の対象規模に満たない小規模の事業についても、福岡県環境保全に関する条例に基づく開発行為等の許可や届出に係る規模要件に該当する場合には、事業の実施において環境の保全について適正な配慮がなされるよう、事業者に対し環境影響評価の実施を求めています。

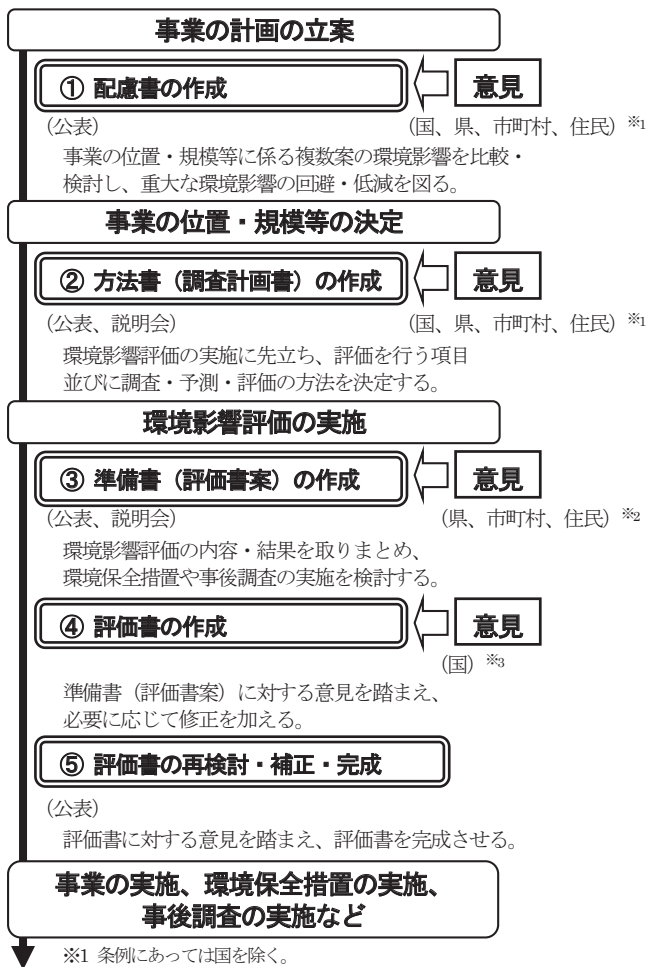
また、その他の法令に基づき行われる環境影響評価や、法令に基づくことなく事業者の任意



で行われる環境影響評価もあります。

これらの環境影響評価は、環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例とは異なる手続やルールにより行われるものですが、本県では、これらの環境影響評価に対しても審査を行い、環境の保全の観点から意見を述べる等しています。

**環境影響評価法（条例）における手続の概略**



※1 条例にあっては国を除く。  
※2 条例にあっては県を除く。  
※3 条例にあっては県。

**(6) 文化財の保護**

**【文化財保護課、文化振興課】**

**〔文化財保護法、文化財保護条例、世界遺産条約〕**

本県は、豊かな自然に恵まれており、先人たちが遺した文化遺産や代々受け継がれてきた伝統芸能など、貴重な文化財が豊富にあります。

これらの文化財は、ひとたび壊されると元に戻らない貴重な歴史の痕跡であることから、公

開・活用によってその大切さを広く周知し、県民の理解と協力の下で確実に保存して後世へ伝えるべきものです。

そのため、文化財の保護制度等を十分に活用し、文化財の意義を踏まえた上でその保存と活用を図り、「文化財とともに暮らす豊かな福岡県」を目指す必要があります。

**ア 文化財の体系**

文化財保護法に定められている文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の6つの類型に大別され、それ以外に文化財の保存技術及び埋蔵文化財についても保護の対象とされています。

**イ 本県の文化財**

本県には、平成 31（2019）年 4 月現在で特別天然記念物古処山ツゲ原始林、天然記念物平尾台に代表される 2,477 件（国：349 件、県：688 件、市町村：1,440 件）が文化財として指定され、保護が図られています。

29（2017）年 7 月に世界遺産に登録された『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群（宗像市・福津市）については、国指定天然記念物「沖の島原始林」を含む構成資産及び緩衝地帯を適切に未来へ継承するため、関係自治体等と連携し、世界遺産の保存活用に係る取組を行っています。

**(7) 有明海の再生**

**【漁業管理課】**

有明海は福岡、佐賀、長崎及び熊本の 4 県に囲まれており、最大 6m にも及ぶ干満差により干潮時には広大な干潟が出現します。この特徴的な干潟浅海漁場を利用し、全国屈指の生産を誇るノリ養殖やアサリ、タイラギ、サルボウ等の採貝漁業、エビ、カニ、クラゲ等を対象とした漁船漁業など多様な漁業が営まれてきました。

しかし、近年、自然環境や社会情勢等の変化に伴い、有明海の水質や底質環境に変化が見られるようになり、漁業生産は減少を続けました。このような現状に鑑み、平成 14（2002）年に、国民的資産である有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目的とする「有明海及

び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」が制定され、同法に基づき、本県は、海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を総合的かつ計画的に推進するための県計画を策定し、次に示す1～5の事業を国や県、市町村において実施しています。

- 1 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業
- 2 海域の環境の保全及び改善に関する事業
- 3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

- 4 漁場の保全及び整備に関する事業
- 5 漁業関連施設の整備に関する事業

また、県水産海洋技術センターにおいて、国、国立研究開発法人西海区水産研究所、関係県、関係漁業団体と連携した水質や底質などの環境調査、ノリ養殖安定対策やアサリ、タイラギ等二枚貝類の増殖対策に関する調査研究を実施し、水産海洋技術センターのホームページや研修会を活用して、調査情報の迅速な提供や研究成果の普及を図っています。

### 水産海洋技術センターで発行しているノリ養殖情報

ノリ養殖情報 第19号		平成31年1月16日(出陣17日後)																																																																																																																																																																																														
		福岡県水産海洋技術センター有明海研究所																																																																																																																																																																																														
<b>1 養殖概況</b> 現在、1～2回目の換採が行われています。 10日に第3回共販が行われました。今年度の秋厚生産は、生産枚数2億7282万枚(過去5年比8.4%)、金額37億9480万円(過去5年比9.5%)、平均単価13.91円(過去5年比+1.66円)でした。		<b>1月15日(旧暦10日)の海況</b>																																																																																																																																																																																														
<b>2 海況(15日美朝朝1時間・右表)</b> 水温:平均10.8℃と、平年より1.5℃高めでした。 比重:平均2.21でした。 栄養塩:平均14.3マイクロ(pg・at/L)でした。 方向:主な種類は動物、夜光虫、珪藻(スケルトネマ等)でした。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>養殖場</th> <th>調査点</th> <th>水深(m)</th> <th>比重</th> <th>水温(℃)</th> <th>アサリ(個/m<sup>2</sup>)</th> <th>アサリ(%)</th> <th>ツボ</th> <th>深さ(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4号</td> <td>1</td> <td>10.5</td> <td>20.5</td> <td>13.1</td> <td>0.1</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>6(2)号</td> <td>1.2</td> <td>10.9</td> <td>22.8</td> <td>6.1</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>むつばげ</td> <td>1.1</td> <td>10.6</td> <td>22.3</td> <td>6.7</td> <td>0.2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>よりあわせ</td> <td>A</td> <td>10.3</td> <td>16.9</td> <td>33.6</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>えんじかつ</td> <td>2</td> <td>10.6</td> <td>20.5</td> <td>16.1</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>にしのかつ</td> <td>3</td> <td>10.4</td> <td>21.2</td> <td>9.9</td> <td>0.1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>たかかつ</td> <td>4</td> <td>10.7</td> <td>21.5</td> <td>14.9</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>おいらまろ</td> <td>B</td> <td>10.9</td> <td>23.2</td> <td>6.0</td> <td>0.3</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>13号</td> <td>10</td> <td>10.8</td> <td>22.8</td> <td>5.0</td> <td>-</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>20号</td> <td>9</td> <td>10.7</td> <td>22.6</td> <td>4.1</td> <td>0.0</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>24号</td> <td>8</td> <td>10.7</td> <td>22.7</td> <td>4.1</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>ひやうかん</td> <td>5</td> <td>11.1</td> <td>22.7</td> <td>4.6</td> <td>0.2</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>22(1)号</td> <td>6</td> <td>11.2</td> <td>23.5</td> <td>4.4</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>25号</td> <td>7</td> <td>10.7</td> <td>23.0</td> <td>3.8</td> <td>0.1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>33号</td> <td>16</td> <td>11.1</td> <td>22.8</td> <td>28.6</td> <td>-</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>43号</td> <td>13</td> <td>11.0</td> <td>22.9</td> <td>33.9</td> <td>0.1</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>43号</td> <td>14</td> <td>10.7</td> <td>22.8</td> <td>25.0</td> <td>-</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>44号</td> <td>15</td> <td>10.9</td> <td>23.0</td> <td>44.8</td> <td>0.1</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>45号</td> <td>C</td> <td>11.7</td> <td>22.8</td> <td>7.3</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td></td> <td>10.8</td> <td>22.1</td> <td>14.3</td> <td>0.1</td> <td></td> <td></td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>		養殖場	調査点	水深(m)	比重	水温(℃)	アサリ(個/m <sup>2</sup> )	アサリ(%)	ツボ	深さ(cm)	4号	1	10.5	20.5	13.1	0.1	○	●	20	6(2)号	1.2	10.9	22.8	6.1	-	○	○	30	むつばげ	1.1	10.6	22.3	6.7	0.2	○	○	25	よりあわせ	A	10.3	16.9	33.6	-	○	○	22	えんじかつ	2	10.6	20.5	16.1	-	○	○	25	にしのかつ	3	10.4	21.2	9.9	0.1	○	○	13	たかかつ	4	10.7	21.5	14.9	-	○	●	11	おいらまろ	B	10.9	23.2	6.0	0.3	○	●	22	13号	10	10.8	22.8	5.0	-	●	○	8	20号	9	10.7	22.6	4.1	0.0	○	○	18	24号	8	10.7	22.7	4.1	-	○	○	18	ひやうかん	5	11.1	22.7	4.6	0.2	○	●	8	22(1)号	6	11.2	23.5	4.4	-	○	○	20	25号	7	10.7	23.0	3.8	0.1	○	○	15	33号	16	11.1	22.8	28.6	-	●	○	18	43号	13	11.0	22.9	33.9	0.1	●	○	20	43号	14	10.7	22.8	25.0	-	●	○	23	44号	15	10.9	23.0	44.8	0.1	●	○	6	45号	C	11.7	22.8	7.3	-	○	○	15	平均		10.8	22.1	14.3	0.1			18
養殖場	調査点	水深(m)	比重	水温(℃)	アサリ(個/m <sup>2</sup> )	アサリ(%)	ツボ	深さ(cm)																																																																																																																																																																																								
4号	1	10.5	20.5	13.1	0.1	○	●	20																																																																																																																																																																																								
6(2)号	1.2	10.9	22.8	6.1	-	○	○	30																																																																																																																																																																																								
むつばげ	1.1	10.6	22.3	6.7	0.2	○	○	25																																																																																																																																																																																								
よりあわせ	A	10.3	16.9	33.6	-	○	○	22																																																																																																																																																																																								
えんじかつ	2	10.6	20.5	16.1	-	○	○	25																																																																																																																																																																																								
にしのかつ	3	10.4	21.2	9.9	0.1	○	○	13																																																																																																																																																																																								
たかかつ	4	10.7	21.5	14.9	-	○	●	11																																																																																																																																																																																								
おいらまろ	B	10.9	23.2	6.0	0.3	○	●	22																																																																																																																																																																																								
13号	10	10.8	22.8	5.0	-	●	○	8																																																																																																																																																																																								
20号	9	10.7	22.6	4.1	0.0	○	○	18																																																																																																																																																																																								
24号	8	10.7	22.7	4.1	-	○	○	18																																																																																																																																																																																								
ひやうかん	5	11.1	22.7	4.6	0.2	○	●	8																																																																																																																																																																																								
22(1)号	6	11.2	23.5	4.4	-	○	○	20																																																																																																																																																																																								
25号	7	10.7	23.0	3.8	0.1	○	○	15																																																																																																																																																																																								
33号	16	11.1	22.8	28.6	-	●	○	18																																																																																																																																																																																								
43号	13	11.0	22.9	33.9	0.1	●	○	20																																																																																																																																																																																								
43号	14	10.7	22.8	25.0	-	●	○	23																																																																																																																																																																																								
44号	15	10.9	23.0	44.8	0.1	●	○	6																																																																																																																																																																																								
45号	C	11.7	22.8	7.3	-	○	○	15																																																																																																																																																																																								
平均		10.8	22.1	14.3	0.1			18																																																																																																																																																																																								
<b>3 ノリの病害・生長など(15日調査)</b> ・アカは5調査点で確認され、すべて軽度でした。 ・ツボは5調査点で確認され、すべて軽度でした。 ・付着細菌は確認されませんでした。 ・原形質は2調査点で確認され、すべて軽度でした。 ・ヒアカは3調査点で確認され、すべて軽度でした。																																																																																																																																																																																																
<b>4 今後の管理</b> ・換採サイズに達した時は、長厚ばしらず換採してください。 ・網の高さは、最低でも、八ラで2.0m(吊り口で2.2m)とし、乾き具合に応じて、現場で調節を行ってください。 ・低吊りや無干出は、アカ・ツボの感染や「クモリ」「スミノリ」の原因となるため、しっかりと干出をとってください。 ・活性処理を行う場合は、200倍程度を目安とし、必ず再利用を行ってください。																																																																																																																																																																																																

## (8) 温泉の保護と利用

### 【自然環境課】

温泉法は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、その適正な利用を図ることを目的として定められています。温泉ゆう出のための土地掘削や動力を装置する場合などは、知事の許可を受けるよう定められています。温泉を掘削又は増掘する場合と動力(ポンプ)を装置する場合には、福岡県環境審議会の答申に基づく知事の許可が

必要とされています。

また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には、知事又は保健所設置市の市長の許可が必要です。

平成31(2019)年3月末現在における本県の温泉ゆう出源泉数は440か所です。

### イ 可燃性天然ガス※による災害の防止

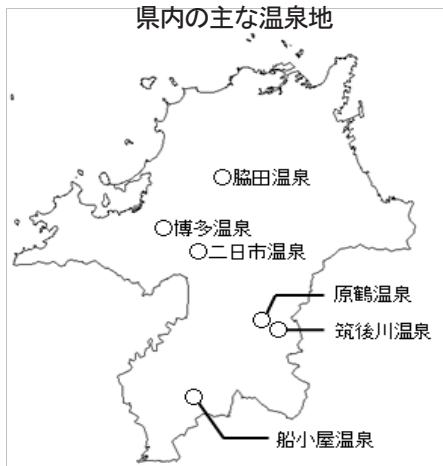
温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする場合には、温泉の採取の場所ごとに、採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度の確認を受け

※可燃性天然ガス:メタンガス(無色・無臭)をさし、有機物の腐敗・発酵等によって生成されます。

ることが必要とされています。

温泉法に基づく許可件数(保健所設置市分を含む)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
温泉掘削		4	4	2
増掘		0	0	0
動力装置		4	4	4
可燃性天然ガス対策	採取(変更含む)	1	2	0
	濃度確認	4	5	2
温泉利用	浴用	40	26	13
	飲用	2	1	1



可燃性天然ガス分離設備等の様子



県内の温泉



## 2 野生生物の適切な保護と管理

### (1) 福岡県レッドデータブック

#### 【自然環境課】

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生の動植物のリスト（レッドリスト）及びそれらの生息・生育状況を取りまとめた本のことです。

国際自然保護連合（IUCN）により、1966年に初めて作成された際、表紙に赤い紙が使われていたため、レッドデータブックと呼ばれています。

本県でも、県内の絶滅のおそれのある生物の現状を把握し、県民の皆さんに希少野生生物への理解を深めていただくと共に、これからの保全対策の資料として役立てていただくため、平成13（2001）年3月、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2001－」を発刊しました。

さらに、作成時から10年以上を経過し、希少野生生物の生息地の減少や新たな生息地等も確認されてきたため、23（2011）年度に植物群落、植物、哺乳類、鳥類について、26（2014）年度には魚類、昆虫類等についての改訂版を発刊しました。また、14（2002）年3月からは、種名や生息地などによる検索機能を備えた「福岡県の希少野生生物」ホームページを開設し、県内における希少野生生物の種ごとの解説や子ども向けの分かりやすいレッドデータブックの説明などを行っています。

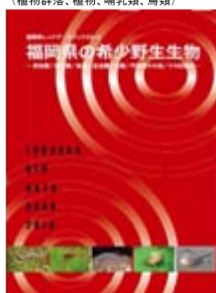
このレッドデータブックは、希少野生生物保護の必要性や生態系保全の意義についての県民啓発及び環境教育の資料として活用されているほか、環境保全施策の基礎資料や開発事業を行う際の自主的な環境配慮に当たっての資料としても利用されています。



レッドデータブック 2011・2014 「福岡県レッドデータブック 2011 及び 2014」における種の内訳



福岡県レッドデータブック2011  
(植物群落、植物、哺乳類、鳥類)



福岡県レッドデータブック2014  
(爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等)

カテゴリー	I	II	III	IV	計
植物群落	13	28	32	16	89

カテゴリー	絶滅	絶滅危惧 I A類	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧	情報不足	その他のカテゴリー	計
植物 (維管束)	37	278	131	98	39	21	野生絶滅 <sub>2</sub>	606
植物 (その他)	1	絶滅危惧 I 類 <sub>8</sub>		8	12	10	-	39
哺乳類	4	1	1	6	10	2	-	24
鳥類	2	12	9	25	38	4	-	90
爬虫類	-	-	1	2	3	1	-	7
両生類	-	1	1	5	4	-	-	11
魚類	1	11	12	12	28	17	野生絶滅 <sub>1</sub>	82
昆虫類	6	37	73	119	126	56	-	417
貝類	2	23	48	70	90	45	-	278
甲殻類 その他	-	5	7	5	18	10	-	45
クモ形類等	-	-	-	1	5	6	-	12
計	53	1,010		373		172	3	1,611

※植物群落、植物(維管束)、植物(その他)、哺乳類及び鳥類については、「福岡県レッドデータブック 2011」の掲載種数であり、その他のカテゴリーについては、「福岡県レッドデータブック 2014」の掲載種数を掲載

(2) 黄金川スイゼンジノリの保全対策

【自然環境課、水産振興課】

朝倉市の黄金川は、地下水の自然湧水を源流とした河川であり、全国唯一のスイゼンジノリの生育地です。

近年、黄金川では湧水の減少により、地下水をポンプで揚水して放流しなければならない状況となっており、生育環境の悪化によるスイゼンジノリの絶滅が危惧されています。

そこで、平成 26 (2014) 年度から朝倉市や地域住民と連携し、「黄金川スイゼンジノリ保全協議会」を立ち上げ、スイゼンジノリの保全対策事業を支援しています。

(3) 市町村の取組

【自然環境課】

平成 20 (2008) 年の生物多様性基本法の制定や 22 (2010) 年の COP10 の開催などにより、県内市町村における生物多様性保全の機運は高まってきています。

北九州市では、廃棄物処分場の跡地に、湿地や淡水池、草原など多様な環境が生まれ、その中でメダカが淡水池で誕生したりコアジサシが

営巣したりするなど様々な生き物が生息する場所となりました。そこで、ネイチャーセンターや園路などの施設整備を行い、24 (2012) 年 10 月に響灘ビオトープとして開園しました。

開園後は幼稚園や保育園の遠足、小学生の環境体験授業で活用されるなど環境学習の場となっているほか、親子連れ向けのイベントや、市民団体や企業と協働した生物調査を実施しており、多くの県民が関心を寄せています。

また、ホテルの里として有名なうきは市の小塩地区では、24 (2012) 年の豪雨災害によりホテルが減少したため、自治協議会等が主体となり、ホテルの再生と地域おこしを結び付けた活動に取り組んでいます。

このほか、県内各地で森林環境税を活用した森林整備活動や、ホテルの保護活動を通じた河川環境等の整備等、生物多様性を保全するための活動が進められています。

(4) 鳥獣の保護と管理

【自然環境課、農山漁村振興課】

ア 鳥獣行政の現況

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然

環境を構成する重要な要素の一つであり、私たちの生活環境を保持・改善する上で欠くことのできないものです。

博多湾や曾根干潟など、渡り鳥の飛来地として重要な干潟では、県民の方々による自然観察会や清掃活動などの野生生物保護運動が活発に行われるようになってきています。

一方で、イノシシやシカ、カラスなど一部の鳥獣による農林水産物の被害や、イノシシやサルの民家周辺への侵入や人身被害などの問題も生じています。

このため、鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の推進により、人と野生鳥獣との共生を図ることが、重要な課題となっています。

### イ 鳥獣保護管理事業

本県では、野生鳥獣の保護繁殖と狩猟の適正化を図ることを目的として、5 か年ごとに「鳥獣保護管理事業計画」（現在第 12 次、平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度）を策定しています。

これに基づき、鳥獣保護区の指定のほか、傷病野生鳥獣医療所の設置、キジの放鳥、探鳥会、野生鳥獣保護モデル校の指定や被害の防止の目的での捕獲、狩猟免許試験、狩猟者に対する指導取締りなどの事業を実施しています。

#### (ア) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、多様な鳥獣の生息環境を維持し、地域における生物多様性の保全に重要な役割を果たすとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や環境教育の場として利用されており、国及び県により指定されます。

国指定鳥獣保護区は、国際的・全国的な鳥獣保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地等が対象とされ、県内では宗像市の沖ノ島と福岡市の和白干潟・多々良川河口が指定されています。また、県指定鳥獣保護区として、北九州市の帆柱山等 44 か所を指定しています。

#### 鳥獣保護区等の指定状況（令和元年 11 月 15 日現在）

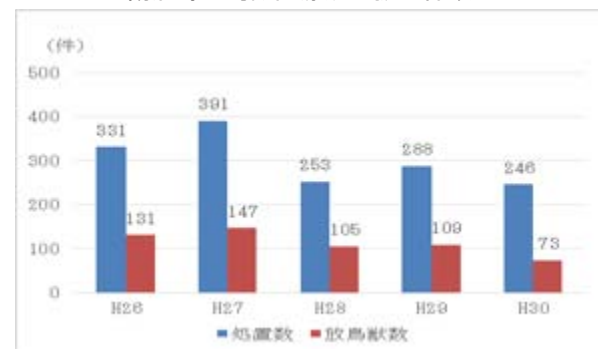
区 分	指定者	箇所数	面積 (ha)
鳥獣保護区	国指定	2	388
	県指定	44	62,914
	合計	46	63,302
特定猟具（銃器）使用禁止区域	県指定	100	28,494
指定猟法（鉛散弾）禁止区域	県指定	2	645

#### (イ) 傷病野生鳥獣医療所の設置

福岡市動物園等の協力を得て、傷病野生鳥獣医療所を県内 8 か所に設置し、傷病鳥獣の救護により、鳥獣の野生復帰に努めています。

また、自然の状態での野生復帰が可能な個体やヒナについては保護しないよう啓発を行っています。

傷病野生鳥獣医療所取扱い件数



#### (ウ) 愛鳥週間行事

鳥獣の保護思想の普及啓発を図るため、毎年愛鳥週間（5 月 10 日～16 日）に、各地域で探鳥会を開催するほか、愛鳥週間ポスター原画募集等を行っています。

#### (エ) 有害鳥獣捕獲と第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣による農林水産物の被害は、依然として深刻な状況にあり、市街地においては人的被害も発生しています。

農林産物の被害が大きいイノシシとシカは、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、個体数管理や被害防除等による総合的な対策を講じています。

また、サルについても、平成 20（2008）年度に地域個体群に応じた被害防止対策等を示した「福岡県ニホンザル対策基本方針」を策定しています。



(5) 狩猟の適正化

【農山漁村振興課】

狩猟による鳥獣捕獲は、趣味という側面だけでなく、個体数調整による鳥獣被害の未然防止という重要な役割も果たしています。

しかしながら、近年、銃猟者の減少が顕著で、新規銃猟者の育成・確保が課題となっています。

また、本県及び猟友会では、安全講習等の取組を行っておりますが、県内で重大事故も発生していることから、今後一層の事故発生防止に努めなければなりません。

ア 狩猟免許試験及び講習

狩猟者確保対策として狩猟免許試験の複数回実施や休日開催を行うとともに、免許更新時に、鳥獣保護管理等に関する知識や技術の維持向上を図るための講習会を実施しています。

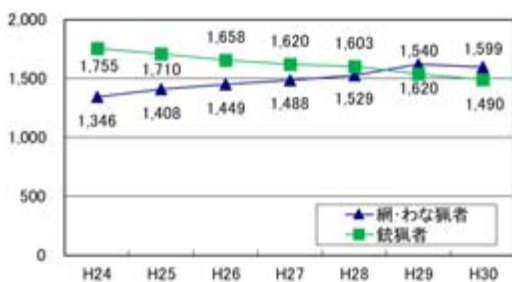
イ 巡回指導

狩猟事故等による人や財産への被害を防止するため、狩猟期間中には重点的に巡回指導を行っているほか、期間外においても、違法な狩猟が行われないよう、注意喚起や巡回指導を行っています。

主要な鳥獣の捕獲数推移（狩猟、捕獲）



狩猟者登録数の推移



(6) 外来生物への対応

【自然環境課、港湾課】

ア 外来生物について

外来生物とは、元々その地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことです。

外来生物の中には、在来の生物を捕食し、地域の生物多様性に悪影響を与えるなど、私たちの暮らしを脅かすものがあります。

環境省では、外来生物法（平成 17（2005）年 10 月施行）に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす 148 種類の移入動植物を特定外来生物として指定し、その飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などを規制しています。

イ 本県の取組

(ア) 福岡県侵略的外来種リストの作成

本県の地域性や実情を踏まえ、影響・被害が大きく対策が必要な外来種（侵略的外来種）を明確化し、県民の外来種問題への関心を高め、防除意識の向上を図ることを目的に「福岡県侵略的外来種リスト 2018」を作成しました。リストでは県内に定着している外来種を中心に侵略性を評価

福岡県侵略的外来種リスト2018

し、植物 188 種、動物 116 種の計 304 種を「①重点対策」「②要対策」「③要注意」「④定着予防」の 4 つのカテゴリーに区分しています。外来種対策を実施するための基礎資料として利用していきます。



(イ) 特定外来生物に係る取組

本県では、特定外来生物であるアライグマやセアカゴケグモの分布状況を取りまとめて公表するとともに（次頁図参照）、防除方法などの普及啓発に努めており、平成 27（2015）年に県内で初めて確認されたツマアカスズメバチや 29（2017）年に国内及び県内で初めて確認された

ヒアリについては、アカカミアリと併せて（以下「ヒアリ等」という。）県ホームページ等で県民への周知や注意喚起、発見情報提供の呼びかけを行っています。

ヒアリ等については、30（2018）年度に行政職員や事業者等を対象とした防除講習会を開催したほか、疑わしいアリを発見してから防除が完了するまで、行政や県民がそれぞれどのようなことを行うかをまとめた「福岡県ヒアリ等対応マニュアル」を作成しました。

また、本県の管理港湾において捕獲トラップの設置や日常点検等の防除対策を実施するとともに、海外からの貨物を取り扱う荷主に対して注意喚起と発見情報提供の呼びかけを行っています。

令和元（2019）年度はアライグマについて、市町村職員を対象とした講習会を開催し、アライグマ防除実施計画の策定及び策定後の制度の活用について支援を行いました。

また、外来種に係る啓発として、ブラジルチドメグサの防除リーフレットを作成します。

## ウ 市町村の取組

外来生物の中でも、特定外来生物については、

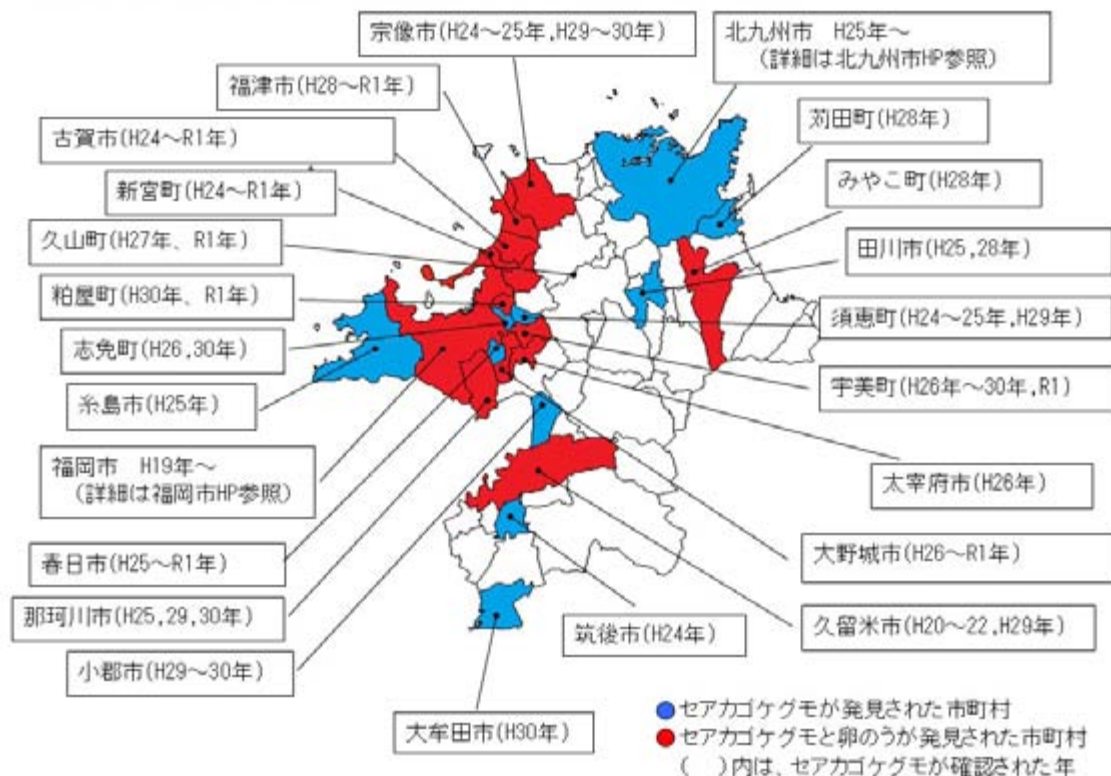
市町村において、様々な対策が取られています。

福岡市では、平成19（2007）年に県内で初めてセアカゴケグモが発見されて以来、定期的に駆除を実施し、25（2013）年度からは、毎年、市民を対象にした講習会を開催しています。セアカゴケグモについては、福岡市以外の市町村でも発見されており、各市町村ではホームページや広報紙等で注意喚起しています。

また、福岡市や北九州市では、各市が管理する港湾において、ヒアリに係る日常点検や殺虫餌設置等の防除対策を実施するとともに、ホームページ等で注意喚起と情報提供を行っています。

このほか、柳川市では19（2007）年以降、毎年、ブラジルチドメグサの駆除を実施するとともに、広報紙等により市民への発見情報提供などの呼びかけを行っています。また、北九州市では、ホームページによるオオキンケイギクに関する注意喚起を行っています。アライグマについては、23の市町村において防除計画を策定し（令和元（2019）年7月時点）、駆除に取り組んでいます。

福岡県におけるセアカゴケグモの発見分布図（令和元年10月1日現在）



### 3 地球温暖化対策との連携

#### 【自然環境課】

生物の生存基盤となる気温や降水量などの環境条件が変化すれば、生態系もそれに応じて変化していくため、地球温暖化と生物多様性は密接な関わりがあります。予想される生態系への影響は、種の絶滅や高山植物やサンゴ礁などの地域固有の生態系の消失、回遊性魚介類の漁獲量減少など様々ですが、これらのような生物多様性や生態系サービスの変化は、農林水産業や観光業などの各種産業や、私たちの暮らしに影響を与えます。

このため、平成 29 (2017) 年 3 月に策定した福岡県地球温暖化対策実行計画と、30 (2018) 年 3 月に策定した福岡県生物多様性戦略第 2 期行動計画に基づき、相互に連携しながら総合的な対策を実施しています。

### 4 生物多様性に配慮した公共工事の推進

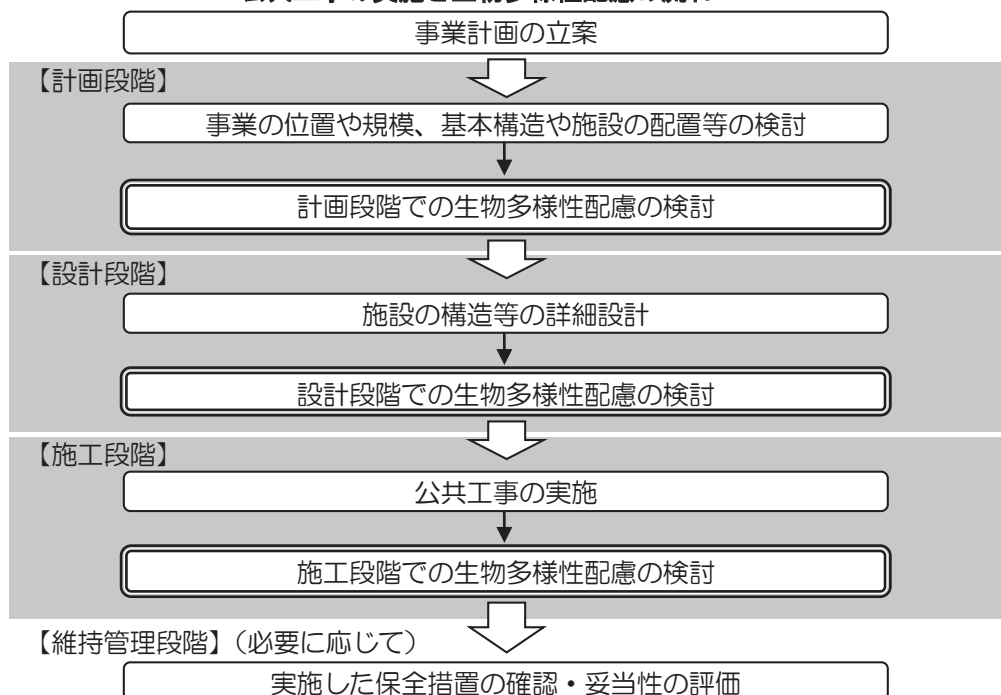
#### 【自然環境課、公園街路課、河川管理課、河川整備課、港湾課、水産振興課】

本県では、野生動植物の生息地である森林や水辺の保全など、自然の回復・再生につながる環境に配慮した公共事業を推進しています。具体的には、透水性舗装の採用、多様な河川の生態系を保全・創出するための多自然工法の採用の推進、農地の保全や環境保全型農業の推進などを実施しています。

また、自然公園の施設整備に当たっては、自然景観に配慮し、木材や石材等の自然素材を積極的に活用するなど、自然環境への配慮を行っています。(参照：1 自然公園 (110 頁))

なお、本県では、平成 26 (2014) 年 5 月に「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」を、28 (2016) 年 6 月に「福岡県緑化ガイドライン～生物多様性に配慮した緑化を目指して～」を策定し、本県の公共工事部局職員を対象として研修を実施し、施設構造や工法の検討に役立つ事例集を編纂するなど、本県が実施する公共工事が生物多様性に配慮したものとなるよう取組を進めています。

#### 公共工事の実施と生物多様性配慮の流れ



(1) 都市公園

【公園街路課】

本県における平成 29 (2017) 年度末現在の都市公園の整備状況は、総数 6,071 か所、総面積 4,598.22 ヘクタール、都市計画区域人口 1 人当たり 9.41 m<sup>2</sup> となっています。

現在、都市等において、水と緑豊かな潤いのある生活を送ることができるよう、都市公園をはじめとする公園緑地を整備するとともに、既存の緑地を保全することで、都市域における水

と緑の公的空間の確保を図っています。

県営公園は、福岡市に東公園、西公園、大濠公園、天神中央公園及び名島運動公園、北九州市に中央公園、春日市に春日公園、飯塚市に筑豊緑地、筑後市・みやま市に筑後広域公園の 9 公園があります。筑後広域公園については 17 (2005) 年 7 月に一部開園し、引き続き整備を進めています。また、福岡市東区の国営海の中道海浜公園の整備が国土交通省により進められています。

福岡県における生活圏別都市公園整備状況

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

広域生活圏	都市計画区域名	市町村名	都市計画区域人口(千人)	都市公園数(箇所)	都市公園面積(ha)	1人当り公園面積(m <sup>2</sup> /人)	広域生活圏	都市計画区域名	市町村名	都市計画区域人口(千人)	都市公園数(箇所)	都市公園面積(ha)	1人当り公園面積(m <sup>2</sup> /人)					
														福岡	筑後	筑前	豊前	豊後
福岡	福岡	福岡市	1,538	1,685	1,292.37	8.40	筑後	久留米	久留米市	306	396	213.22	6.97					
		春日市	113	85	90.05	7.97												
		大野城市	100	145	123.63	12.36		北野	小郡市	59	43	37.23	6.31					
		志免町	46	44	46.77	10.17												
		粕屋町	47	13	18.97	4.04		大刀洗	大刀洗町	15								
		篠栗	篠栗町	29	4	16.00		5.52	広川	広川町	20	8	16.94	8.47				
		久山	久山町	8	11	20.50		25.63	八女	八女市	49	6	6.34	1.29				
	新宮	新宮町	32	73	15.05	4.70												
	宇美	宇美町	37	52	110.96	29.99		黒木	筑後市	49	14	60.10	12.27					
	須恵	須恵町	27															
	古賀	古賀市	49	131	48.77	9.95		大川	大川市	35	8	31.69	9.05					
	前原	糸島市	100	242	52.01	5.20		大牟田	大牟田市	116	243	122.67	10.58					
	二丈							柳川市	68									
	志摩							大牟田	みやま市	30	11	32.59	10.86					
	筑紫野	筑紫野市	99	184	101.22	10.22		瀬高	計(8市2町)		747	729	520.78	6.97				
	那珂川	那珂川町	48	56	13.96	2.91		直方	直方市	56	73	75.73	13.52					
	太宰府	太宰府市	70	134	31.29	4.47		小竹	小竹町	8								
	宗像	宗像市	96	162	162.08	16.88		鞍手	鞍手町	16	2	5.71	3.57					
	津屋崎	福津市	53	132	60.42	11.40		宮田	宮若市	19	1	8.40	4.42					
	福間							飯塚	飯塚市	128	63	178.00	13.91					
甘木	朝倉市	39	6	32.96	8.45	桂川	桂川町	14	7	44.06	31.47							
甘木	筑前町	29	78	23.73	8.18	稲築	嘉麻市	25	7	18.76	7.50							
夜須						山田						田川市	49	18	71.73	14.64		
計(9市9町) 政令市を除く		1,022	1,552	968.37	9.48	田川	添田町	10	6	20.77	20.77							
計(10市9町) 政令市を含む		2,560	3,237	2,260.74	8.83	川崎	川崎町	17										
北九州	北九州	北九州市	945	1,716	1,175.63	12.44		福智町										
		中間	中間市	43	7	18.27	4.25											
		岡垣	岡垣町	32	38	14.71	4.60											
		芦屋	芦屋町	14	16	14.87	10.62											
		水巻	水巻町	29	17	39.56	13.64											
		遠賀	遠賀町	20	63	26.32	13.16											
		苅田	苅田町	35	31	19.60	5.60											
		行橋	行橋市	73	32	30.33	4.15											
		豊前	豊前市	23	5	23.46	10.20											
		椎田	築上町	10														
		吉富	吉富町	7	3	30.79	43.99											
		豊津	みやこ町	8														
計(3市8町) 政令市を除く		294	212	217.91	7.41													
計(4市8町) 政令市を含む		1,239	1,928	1,393.54	11.25													
九州							合	政令市を除く 49市町(25市24町)		2,405	2,670	2,130.22	8.86					
														政令市 2市	2,483	3,401	2,468.00	9.94
														全 51市町(27市24町)	4,888	6,071	4,598.22	9.41

(2) 河川

【河川管理課、河川整備課】

本県の一級河川は筑後川をはじめ 4 水系、二級河川は那珂川、御笠川、釣川、紫川、今川をはじめ 52 水系の合計 342 河川で、総延長は

2,194.6km になります。そのうち本県管理区間延長は、一・二級河川総延長の約 87.9% で 1,914.8km です。

平成 9 (1997) 年の河川法改正では、治水・利水機能を確保するという従来の河川整備の目的



に加え、河川環境の整備と保全についても、河川整備基本方針及び河川整備計画に定めることが義務付けられ、河川整備を行う際には、河川が本来有する多様な生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、併せて美しい自然環境を保全するといった、多自然川づくりを進めています。この中でも特に環境に配慮した河川整備事業は、下表のとおりです。

### 県内河川延長

(平成30年4月現在)

	水系名	河川数	河川延長(km)	県管理延長(km)
一級河川	山国川	7	53.6	37.8
	遠賀川	76	497.3	363.5
	筑後川	86	549.4	442.4
	矢部川	24	218.3	195.1
	4水系	193	1318.6	1038.8
二級河川	那珂川	4	42.3	42.3
	御笠川	11	48.6	48.6
	釣川	11	55.5	55.5
	紫川	6	39.0	39.0
	今川	6	55.7	55.7
	その他	111	634.9	634.9
	52水系	149	876.0	876.0

### 環境に配慮した河川整備事業

事業・制度名	河川名	市町村	概要
かわまちづくり支援制度 (社会資本整備総合交付金)	板櫃川 他	北九州市 他	まちづくりと一体的に水辺空間の整備を図ることを目的としています。そのため河川本来の自然環境の整備保全や周辺の景観との調和を図りつつ、地域整備と一体となった整備事業を行っています。
マイタウン・マイリバー 整備事業 (社会資本整備総合交付金)	紫川	北九州市	大都市の中心市街地等で河川の改修が急務でかつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、沿川における市街地の整備と併せて河川改修を進めることが効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した整備を行っています。
郷土の水辺整備事業 (県単独事業)	岩岳川 他	豊前市 他	河川及び周辺環境の一体的整備を図ることにより、人と自然にやさしい水辺空間を形成し、河川の積極的利用を推進するとともに、地域のまちづくりに寄与しています。
ふれあいの川づくり事業 (県単独事業)	室見川 他	福岡市 他	魚道整備など生態系に配慮した川づくりを行っています。

また、河川の環境に関する基礎情報を系統的に整備し、河川整備事業や河川管理を円滑に推進するために、河川に生息する生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を下表の河川でおおむね5年に1回の割合で実施しています。

#### 「河川水辺の国勢調査」実施河川

種別	水系名	調査河川名
二級河川	紫川	紫川、東谷川
	那珂川	那珂川

### (3) 海岸

#### 【港湾課】

本県の海岸は、北に日本海に面し外洋性の強い玄界灘沿岸、東に周防灘に面する豊前豊後沿岸、南に日本一の干満の差6mを有する有明海沿岸と、それぞれの特性を持った3つの沿岸に分かれており、海岸線延長は約669kmに及びます。

豊前豊後沿岸及び有明海沿岸は、干満の差が大きく、干潮時には広大な干潟が出現し、野鳥の楽園であると同時に潮干狩りなどのレクリエーションの場となっています。

玄界灘沿岸は半島・岬が多く白砂青松の海岸線が続く良好な自然環境に恵まれ、海水浴やマリンスポーツなどの海洋レジャーに多くの人々が利用しており、ほぼ全域が玄海国定公園に指定されています。

近年、玄界灘沿岸に面する海岸線は、冬季風浪・台風による波浪により侵食が進行していることから、自然環境との調和に配慮し、砂浜の保護や、良好な海岸環境の創出を目的とした海岸環境整備事業を実施しています。



### 海岸環境整備事業

海岸名	事業主体	事業概要	施工年度
江口海岸	福岡県	突堤 3基 離岸堤 3基	平成22年度～ 令和2年度
和白海岸	福岡県	人工リーフ 3基	平成19年度～ 令和4年度

#### (4) 漁港

##### 【水産振興課】

漁港機能の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、以下の事業を行っています。

##### ア 農山漁村地域整備交付金

貴重な渡り鳥の飛来地として有名な曾根干潟に漁港区域を有する曾根漁港の整備に当たっては、干潟の保全に配慮した整備を実施しています。

##### イ 漁業集落環境整備事業（農山漁村地域整備交付金）

漁港機能の増進と漁業集落における生活環境改善を総合的に図るため、集落排水処理施設、集落道などの事業を実施しています。

## 第4節 生物多様性の持続可能な利用

森林は、清涼な水や空気の供給など私たちの生活に欠かせないものです。本県の森林は、県土面積の約45%を占め、木材の生産や水源のかん養、県土保全のほか、二酸化炭素の吸収・固定機能による地球温暖化防止など多面的な働きを持っています。

かけがえのない森林を守るため、森林病虫害獣による被害や森林災害の防止に努め、健全な森林の維持造成及び県有施設の緑化や森林づくり活動の支援などの県土緑化の推進に努めています。また、平成20(2008)年4月から森林環境税を導入し、「荒廃した森林の整備」や「県民参加の森林づくりの推進」に取り組んでいます。

### 1 生物多様性に配慮した農林水産業の推進

【農山漁村振興課、農村森林整備課、  
林業振興課】

#### (1) 森林保護

##### ア 森林の現況

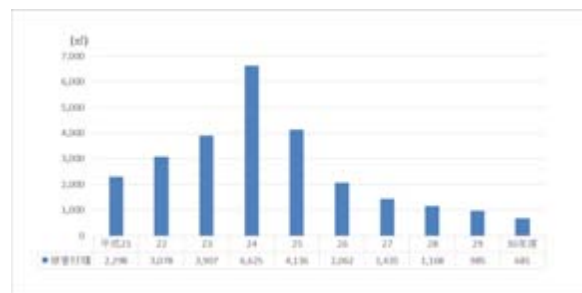
本県の森林面積は、222,254ヘクタールで県土面積の45%を占めています。

森林は、木材を生産するだけでなく、水源のかん養、県土の保全、安らぎや憩いの場の提供など多面的な働きがあり、県民生活に密接な関わりを持っています。

さらに、近年においては、森林による二酸化炭素の吸収・固定機能が地球温暖化防止に寄与することから、その役割が大きく注目されています。

しかしながら、松くい虫やシカ等による被害や火災、気象災害等により、森林の健全な機能が損なわれる事態も生じています。特に、潮風や飛砂から人家や農地を守る重要な機能を有している海岸の防風林においては、松くい虫被害が急増し、ピークとなった平成24(2012)年度の被害量は、20(2008)年度の3.5倍に上りました。このため、25(2013)年度より松くい虫被害対策を強化した結果、30(2018)年度の被害量はピークであった24(2012)年度と比べ約10%まで減少しました。

松くい虫被害の状況(民有林)



##### イ 森林の保護対策

台風や豪雨、降雪などの気象災害から森林を守るためには、適切な施業による森林の管理が重要です。しかしながら、木材価格の下落による林業採算性の悪化等により、森林・林業を取り巻く状況は依然として厳しいため、「魅力あふれる農林水産業・活力あふれる農山漁村づくり」を目標とした「福岡県農林水産振興基本計画」を策定し、持続可能な林業経営の確立と健全な森林づくりを推進しています。

松くい虫被害対策としては、薬剤散布等による予防対策と枯損松の伐倒駆除を実施していますが、平成25(2013)年度からは福岡県森林環境税を活用し、市町が実施する伐倒駆除を、30(2018)年度からは予防対策の支援を強化するなど、松くい虫被害の鎮静化に取り組むとともに、被害跡地については保安林緊急改良事業等(治山事業)により機能回復のための植栽を実施しています。

また、植栽木に対するシカの食害防止等のため、侵入防止柵の設置や特定鳥獣管理計画に基

づく個体数の調整を行い、被害の軽減に努めています。

さらに、林野火災防止の啓発や森林保全巡視指導員等による巡回、消火機材の配備など各種被害予防に努めています。

## (2) 緑化の推進

### 【林業振興課】

#### ア 緑化の現況

森林は、水を蓄え、土砂災害を防ぎ、レクリエーションの場を提供するなど、私たちの生活に様々な恵みを与えています。

しかしながら、都市化の進展に伴う身近な森林の減少や林業の不振による森林の荒廃などが懸念されています。

このような中、かけがえのない森林を健全な状態で次の世代に引き継ぐため、県民自らによる森林づくりへの参加や、森林を守り育てる気運の向上が求められています。

#### イ 緑化の推進対策

##### (7) 緑化推進の取組

##### a 緑の教室等

福岡県緑化センターでは、緑化の普及・啓発及び緑化技術の指導を行うため、県内各地で「緑の教室」や「緑化講習会」等を開催しています。

平成30(2018)年度は計87回開催し、延べ約2千5百名の参加がありました。

##### 緑の教室



##### b 県民参加の森林づくり

地球温暖化の問題など環境意識の高まりを受けて、県民参加による森林づくりが盛んになっています。

平成30(2018)年度は、県内729か所、約3万9千名の参加者による植栽や間伐などの森林づくり活動が実施されました。

##### (イ) 県有施設の緑化

身近な緑の造成を図るため県有施設を率先して緑化し、地域緑化の推進に寄与しています。

平成30(2018)年度は、県内3か所、約1,500本の多様な樹木による緑化を行いました。

##### (ウ) 緑化木の生産

本県は、県南部を中心に緑化木の生産が盛んであり、全国有数の生産地となっています。

しかし、近年は緑化木の需要が減少しており、今後は、植樹以外の新たな用途の開拓に取り組み、県産緑化木の需要拡大を図ります。

##### (エ) 緑の募金

##### 【緑の募金法】

緑の役割と大切さを県民に啓発し、緑化の推進などの取組を行うため、公益財団法人福岡県水源の森基金が実施主体となり「緑の募金」運動に取り組んでいます。

平成30(2018)年度は、約6,503万円の募金が集まり、地域の緑づくりや緑の少年団の育成などに活用されています。

##### (3) 森林環境税を活用した取組

##### 【林業振興課】

本県では、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成20(2008)年4月に森林環境税を導入し、荒廃した森林の再生や県民参加の森林づくりに取り組んできました。

これまでに整備された森林では、水源かん養など森林の有する公益的機能が回復しつつある一方で、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられない状態が続いていることから、今後新たに森林の荒廃が進むことが懸念されています。

このため、平成30(2018)年度以降も「福岡県森林環境税」を継続し、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策や、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施しています。

<平成 30 年度から取り組んでいる施策>

○森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

- ・強度間伐<sup>※</sup>等の実施
  - ・間伐を繰り返す体制の構築
  - ・海岸防風林の松くい虫駆除・予防対策
- 公益的機能を長期的に発揮する  
スギ・ヒノキ等の針葉樹と広葉樹が  
混在する森林（イメージ）



○森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

- ・森林づくり活動の公募
  - ・展示効果の高い森林整備
  - ・森林の重要性の情報発信
- 県民参加の森林づくり（イメージ）



## 2 里地里山里海の適切な利用と管理

### (1) 体験プログラム

#### 【広域地域振興課】

朝倉地域では、里地里山の豊かな自然を活用し、農産物の収穫体験などの体験プログラムを整備することで、県内外からの体験型教育旅行の受入れに取り組んでいます。

また、受入家庭を対象にした安全管理研修会

の開催や先進地の視察を実施するなど、受入体制の整備を実施しています。

平成 30（2018）年度は、教育旅行 2 件、総勢 320 名の生徒を受け入れ、多くの生徒達が里地里山の住民と交流を行うとともに、地域の自然や文化に触れることができました。

### (2) 農林漁業応援団づくり

#### 【食の安全・地産地消課】

農林水産業や農山漁村地域の役割と重要性に対する県民の理解を深め、地産地消を推進するため、「農林漁業応援団」づくりを進めています。県産農林水産物を積極的に購入する「地産地消応援ファミリー」は、平成 31（2019）年 3 月末現在で約 31,000 世帯が参加しています。

また、体験を重視した交流等により、県民の理解促進を図っています。応援ファミリーを対象とした農林漁業体験ツアーを、30（2018）年度には 27 回実施し、900 人が参加したほか、まち（都市部）とむら（農山漁村）の交流を促進する団体等の活動支援では、30（2018）年度は 25 団体を支援しました。

### (3) 歴史・文化と生物多様性とを結びつけた環境学習の支援、推進

#### 【自然環境課】

里地里山里海地域を構成するものの一つとして、歴史的・文化的な建造物や遺構等があり、その周辺の自然と合わせて、多様な生物を育む場となっています。

協賛企業から、売上の一部を本県の自然環境保全活動に寄附していただいております。この寄附金の一部を活用して、歴史・文化と生物多様性とを結びつけた環境学習を実施し、その保存・活用に対する意識の高揚・啓発を行っています。

### ア 三沢ビオトーププロジェクト（平成 27（2015）年度～29（2017）年度）

小郡市三沢にある九州歴史資料館、三沢遺跡の森周辺の里山には、様々な生物がすんでおり、

※強度間伐：間伐率をより高く設定した間伐。

この場所を「三沢ビオトープ」として、自然観察会等を開催しました。また、この自然を県民の皆さんに知ってもらうため、平成 30 (2018) 年 2 月に「自然観察マップ」を作成しました。

#### イ 童男山古墳周辺（八女市山内）の整備（平成 25 (2013) 年度～）

地域の生物多様性保全活動を促進するため、八女市山内にある童男山古墳・犬尾城址周辺をフィールドとして、自然観察会を開催するとともに、地元の童男山・犬尾城址保存会と協働し、古墳周辺の草刈り・落ち葉の処理等の維持管理作業を行っています。